

5-4

庶発第343号 昭和35年5月17日

外務大臣 藤山 愛一郎 殿

日本学術会議会長 和達清夫

日ソ両学界相互の間に、学術の交流を促進し、その政府間協定の締結について（勧告）
標記のことについて、本会議第31回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

かねて日本学術会議は、世界のあらゆる国の科学者と提携して、科学の向上発達に寄与すべく努めてきたが、既に1956年以来国交のかい復しているソビエト連邦との間に、今なお正式の文化協定が成立していないために、科学技術の交流の面で多大の不自由を感じている。

政府は、科学技術の交流に遺憾なきを期するため、同国と文化協定を、すみやかに締結することに努力されたい。

なお、この協定が、できるだけすみやかに、学問のあらゆる分野を網らすことになるよう配慮されたく、また、協定の内容で学術研究に関する事項については、日本学術会議を通じて、ひろく学界の意見を聽換されたい。

5-5

庶発第339号 昭和35年5月18日

内閣総理大臣 岸信介 殿

日本学術会議会長 和達清夫

南極地域観測事業について（勧告）

標記のことについて、本会議第31回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

政府は、日本学術会議の前後2回の勧告を受け入れて、わが国が南極地域観測事業に参加すること及びそれを継続することを決定し、1956年の第1次観測隊以来毎年観測隊を派遣している。現に、第4次観測隊の越冬隊は昭和基地において観測調査を実施中であるが、現在のところ第5次観測隊の派遣をもつて終了することになっている。

しかしながら、国際的にわが国の責任範囲と了解されている地域の基礎科学的観測調査のためには、既定計画の遂行だけでは不十分であつて、なお2か年の継続を必要とする。

また、わが南極地域観測隊によつて得られたすべての科学的資料を整理・保管・研究して、国内及び世界の学術の進展に寄与するとともに、将来の極地科学の研究を健全に発展させるためには、恒久的な機関を設置する必要がある。

さらに、1959年12月、関係諸国は、南極条約を締結し、わが国もこれに署名したのであるが、この南極条約による「南極地域の純学術的及び完全な平和利用目的の開発の半永久的継続」という方針に対して、わが国として協力する体制を樹立する必要がある。

よつて、政府は、次の計画を実施するため必要な措置をとられたい。

1. 南極地域観測事業を、現在の体制の下で、さらに2か年継続すること。
2. 南極地域観測によつて得られた科学資料の整理・保管・研究ならびに南極地域に関する総合的研究を実施するため、日本学術会議の意見を聞いて、恒久的な機関を設置すること。